

令和4年度

法人事業計画



社会福祉法人 鷹栖共生会

～ 目 次 ～

【1】令和4年度鷹栖共生会経営計画

1. 法人の取り組み重点事項	2頁～3頁
2. 法人の具体的な取り組み内容	2～3頁～7頁
3. 各事業所の重点事項と取り組み内容	
(1)大雪の園	4～5頁～7頁
(2)旭川ヒューマンサービスセンター	6頁～7頁
(3)柏の里デイセンター	7頁～8頁
(4)みらい	8頁～9頁
(5)ぴあふる岩山	9頁～10頁
(6)とわ北斗	10頁～11頁
(7)恵風	11頁～12頁
(8)春風	12頁～13頁
(9)鷹栖相談支援センター	13頁～14頁
4. 鷹栖共生会の事業体系一覧	14頁～15頁

【2】令和4年度鷹栖共生会機構図

15～26頁～27頁

【3】鷹栖共生会経営指標

1. 基本理念	27頁～28頁
2. 基本綱領	27頁～28頁
3. 法人として求める職員像	27～28頁～29頁
4. 職員倫理綱領	29頁～30頁
5. 職員行動規準	30～31頁～32頁

【4】法人苦情解決制度

32頁～33頁

～資料～

鷹栖共生会 新中期行動計画

33～34頁～35頁

【1】 令和4年度 鷹栖共生会経営計画

鷹栖共生会経営指標

- (1)基本理念
- (2)基本綱領

きょうのいのち輝き 共に生きる

- 一、自己決定・自己選択によるサービス提供を目指します
- 一、心の豊かさが実現できる自立支援を目指します
- 一、安心して生活できる地域づくりを地域とともに目指します
- 一、生涯に亘って安心して暮らせる支援を目指します
- 一、社会から信頼される組織を目指します

- (3)法人として求める職員像
- (4)職員倫理綱領
- (5)職員行動規準

(※鷹栖共生会経営指標は別記)

1. 法人の取り組み重点事項

- (1)職員育成に努めます
- (2)地域貢献と地域活性化に努めます
- (3)利用者の権利擁護に努め、虐待のない環境作りを目指します
- (4)財務体質の強化を図ります
- (5)法人組織と事務体制の強化を図ります
- (6)早期にとわ北斗の経営の安定化を図ります
- (7)地産地消の店子コリと伝承館の経営体質の強化を図ります

2. 法人の具体的な取り組み内容

No.	取組み事項	具体的な取組み内容	部署/委員会
1	感染症対策の強化	新型コロナウイルスが流行する中、行政をはじめとする関係機関と連携を密にし、予防対策の強化を図りながら、状況に応じた適切な対応に努めます。	法人全体
2	人材確保と職員育成に繋がる研修の実施	①ホームページの充実や法人紹介動画作成など、求人活動に結びつく情報発信の強化を図ります。 ②研修部会を中心に、研修の内容と育成方法について内容の充実を図ります。また、実践を通じた研修(OJT)の充実と、外部講師を招いての専門研修も実施します。	法人事務局・研修部会
3	地域貢献と地域活性化へ向けて	①とわ北斗では、道の駅風をイメージしながら、地産地消や売店・レストラン、配食、宅配事業などの地域活性化に向けた取り組みを継続的に展開します。 ②NPO柏の里やびあふる岩山運営委員会、北斗地区連合会などと連携を図りながら、地域の活性化に努めます。 ③新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、移動販売の再開時期を模索していきます。また、それまでの間は宅配事業を強化しながら、地域の皆様に必要とされるサービス提供に努めます。活動の結果として地域の見守り支援に繋げ、合わせて利用者の仕事として地域参加の機会拡大にも繋げていきます。 ④保健福祉活動への協力などを継続的に行います。	各事業所

No.	取組み事項	具体的な取組み内容	部署/委員会
4	利用者の権利擁護の推進	各事業所に設けている「虐待防止委員会」等において、虐待防止とその適切な対応に努めます。また、職員行動規準をローリングしながら、職員個々が自らの専門的役割と使命を自覚できるよう推進します。	各事業所
5	人事考課と給与制度のローリング	人事考課制度のローリングを行うとともに、現行の給与制度が社会経済情勢等に即した形になっているか検証し、同一労働・同一賃金の具現化を図っていきます。	人事考課委員会・法人事務局
6	チコリと伝承館の経営体質の強化	①チコリについては、対面販売を基本に顧客ニーズをしっかりと捉え、お客様に喜ばれかつ適正利益が確保できる店を目指し、地産地消や地元農家との契約栽培などを最大限に活用します。また、宅配事業を中心に地域に必要なとされるサービス提供に努めます。 ②伝承館については、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、営業再開の時期を模索していきます。豆腐については、一般スーパーでの店舗販売をしながら販売数量の増加に努めます。	大雪の園・法人事務局
7	グループホームの夜間体制と日中支援体制の充実	国の制度変更にも対応しながら夜間体制が必要なグループホームに対して体制を整えながら、必要に応じて日中支援体制の強化を図ります。	恵風・春風・法人事務局
8	相談支援事業の体制強化	「相談支援センター」を法人の基幹的な相談支援事業所として引き続き体制強化を図ります。	相談支援センター
9	重度・高齢化にむけて支援方法の検討・見直し	入浴支援や食事支援の見直しが必要な方々が増えてきており、必要に応じて設備・支援方法等の見直し・改善を図ります。また、保健衛生会議を中心に重度・高齢化に向けた検討を進めます。	各事業所・保健衛生会議
10	リハビリ的活動の導入	北海道療育園のPTと連携をとりながらリハビリ的活動を実践していきます。リハビリ的活動を最終的には法人全体へと広げるためにも、状況に応じてはOT・PT・STを配置します。	大雪の園・保健衛生会議
11	ガーデン等の整備	大雪の園の散策林、フラワーガーデンの維持管理とともに更に多くの方々に楽しんでもらえるように整備を進めていきます。また、とわ北斗ロッキーランドは観光農園的なイメージを持って整備を継続していきます。	大雪の園・とわ北斗

(1)大雪の園

1.重点事項

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底します。
- (2) 就労継続B型事業として、『伝承館』・『チコリ』の経営強化を図ります。
- (3) リハビリ的活動の充実を通して、利用者の身体機能の維持・向上を図ります。
- (4) 居室の完全個室化を目指すとともに、利用者一人ひとりに合った環境の整備を行います。
- (5) 利用者が豊かな食生活を送れるよう支援します。
- (6) 豊かな地域づくりに向けた地域との連携を図ります。

2.取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組み内容	部署
1	新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について	<p>①利用者・職員の検温をはじめとする体調管理の徹底など、状況に応じた予防対策を丁寧にかつ確実に実施します。</p> <p>②利用者の外出や帰省、来客者の対応など、感染状況に応じて適切に対応します。</p> <p>③日々の消毒清掃の徹底など、衛生面の維持強化に努めます。</p> <p>④利用者・職員の同居家族等に対しても、予防対策への協力と理解のお願いを継続的に発信します。</p>	全職員
2	チコリ・伝承館の事業の充実を図ります	<p>●全体共通</p> <p>①新型コロナ禍で人々の生活様式が様々に変化していく中、これまで実施してきた事業や方法等など、必要に応じた見直しや検討が求められています。将来をイメージしながら模索していきます。</p> <p>●チコリ</p> <p>②新型コロナウイルス対策をしっかりと実施しながら、対面販売を基本に顧客ニーズをしっかりと捉え、お客様に喜ばれかつ適正利益が確保できる店を目指します。地産地消や地元農家との契約栽培などを最大限に活用します。</p> <p>③給食業務については安価で良質な食材提供を目指すとともに、効率・効果的な運営の推進を図ります。</p> <p>④配達を中心に、地域の高齢者や無店舗エリアに対して食料品や日用品の販売を行い社会貢献に努めます。また、新型コロナウイルスの感染状況も見極めながら、移動販売の再開時期を検討します。</p> <p>●伝承館</p> <p>⑤新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、営業再開に向けて取り組みます。豆腐については、一般スーパーでの販売も含め安定的な販売体制構築に努めます。</p>	チコリ 伝承館 支援課
3	日中活動の充実を図ります	<p>①高齢化が進み、介護的支援が必要な利用者が増えており、PTや保健師と連携を図りながら、日中活動におけるリハビリ的内容の充実を図ります。また、引続き介護的支援の知識とスキルアップに努めます。</p> <p>②新型コロナウイルス対策として、入所利用者と通所利用者の活動場所を分けて実施してきましたが、状況に応じた見直しを実施します。</p>	支援課 医務
4	利用者一人ひとり快適で安心した生活を送れるよう環境を整えます	<p>①重度・高齢化が進んできており、必要に応じた設備の見直しを進めます。</p> <p>②現在女子寮に3部屋ある2人部屋の完全個室化を目指します。</p> <p>③寮、居室等の改修を含めて、一人ひとりの特性に合った居住環境の整備を行います。</p> <p>④利用者の特性にあった外出をはじめとする余暇活動の充実を図ります。</p>	支援課

5	一人ひとりの嗜好に合わせた豊かな食生活が送れるよう支援します	<p>①昼食レストラン方式をとりながら、利用者への選択肢の幅を広げ、特性に配慮したゆったりとした食事提供を行います。</p> <p>②お楽しみ献立や夕食バイキングの実施、旬の食材を使用した料理を提供する等、食生活の充実と質の向上を図ります。</p> <p>③利用者の高齢化に伴い、嚥下障害等を防ぐため、多様化する食事形態に対応します。</p>	支援課 栄養士 医務 事務課
6	職員の育成	<p>①ご家族との面会等を制限せざるを得ない状況にあることから、更にご家族との情報共有に対する意識強化を図ります。</p> <p>②時間と期日管理の習慣付けを図ります。</p> <p>③チームが機能するために個人が果たすべき役割についての意識強化を図ります。</p>	支援課 栄養士 医務 事務課
7	大雪の園の自然環境整備を行います	<p>①散策林の自然公園化とフラワーガーデンの整備充実を図り、将来の伝承館の集客に向けて基盤を整備します。</p> <p>②可能な限り家族会や地域の方々の協力・利用者の活動としても取り入れながら周辺環境の整備を行います。</p>	支援課
8	地域住民と連携を取り豊かな地域づくりを進めていきます。	現状の新型コロナ禍に於いて、地域住民との交流は難しい状況にありますが、連携や繋がり、絆を絶やささないよう努めていきます。	全職員

(2)旭川ヒューマンサービスセンター

1. 重点事項

- (1) 職員の資質向上を目指します。
- (2) 就労活動の充実を目指します。
- (3) 日中活動の充実を目指します。
- (4) 整理整頓を心掛けて、働きやすい職場環境を目指します。
- (5) 虐待防止・権利擁護を意識した支援を目指します。

2. 取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組み内容	部署/委員会
1	個別支援計画の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・本人ニーズ、家族ニーズに基づき本人に分かりやすく具体的な目標を提示していきます。 ・毎月1回、利用者と面談を行い、目標に対しての成果を確認していきます。 ・アセスメントを丁寧に作成します。 	支援課
2	就労への取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内就労と施設外就労を分けて、それぞれの特性に応じた支援を提供します。 ・コスト削減を意識します。 ・工賃の向上を目指します。 	就労継続 B型事業
3	安定した雇用の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場を増やします。 ・安定した作業量を提供します。 ・賃金の向上を目指します。 	就労継続 A型事業
4	活動内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりの個性を発揮できる活動を提供します。 ・利用者への支援力を強化します。 ・工賃の向上を目指します。 	生活介護 事業
5	管理部門の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、車両、施設備品、食品等の管理を徹底します。 ・食事の場面では衛生面に配慮し、より美味しい食事を提供し、レストラン「ほのぼの」が再オープン出来る準備をしていきます。 	総務課
6	職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染防止対策をして健康管理に留意します。 ・思いやりのある職員集団にします。 ・コミュニケーション能力の向上を目指します。 ・引き継ぎ事項や決定事項を遂行します。 ・自分の身の回り等の整理整頓を行います。 	全職員
7	虐待防止、権利擁護に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会を中心に虐待防止の意識を高めます。 ・各科会議でも、毎回確認をしあっていきます。 ・そのために利用者個々に応じた支援を提供します。 	全職員

(3) 柏の里デイセンター

【1】基本方針

1. 重点事項

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底します
- (2) 個別支援計画の充実と実践
- (3) 職員の育成と専門性の向上
- (4) 地域に根ざした活動を推進する
- (5) 防災・防犯に対して意識を高める

2. 取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組み内容	部署
1	感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスが流行する中、行政をはじめとする関係機関と連携を密にし、予防対策の強化を図りながら、状況に応じた適切な対応に努めます。 	全職員
2	個別支援計画を中心としたサービスの実施と支援内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の充実に努めます ・モニタリングを定期的に行ないます ・利用者主体のサービスを提供し日中活動が充実するよう努めます ・高齢利用者に対して体力等の維持に努めます ・家族と情報交換をし、情報を共有するよう努めます ・GHの訪問や会議等で情報共有し連携します ・業務委託を受けている住民センターの清掃業務を通して働く意欲に繋がる支援を行います ・個別の能力に合せ清掃作業能力向上に努めます 	支援課
3	職員の育成と専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に留意し明るい職場作りに努めます ・法人内交換研修や法人内研修を通じて、他事業所職員と意見交換し支援力向上を目指します ・高齢の利用者支援に繋がる研修に参加し、支援の質向上を目指します ・資格取得を目指す職員に、費用面の助成も含めて取得を推進していきます ・職員倫理綱領を基本とし、虐待防止委員会を中心に権利擁護・虐待防止の意識を高めていきます ・権利擁護の研修会へ参加し内部研修の充実を図ります 	全職員
4	地域住民との連携と地域に根ざす活動	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人柏の里と中央地区住民センターと連携を図りながら地域の活性化に努めます ・地域の行事に積極的に参加します ・共生型サービスの更なる充実を図ります 	全職員
5	防災・防犯に対して意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯に対し必要な措置の実施をします ・自然災害、火災を想定した避難訓練を実施します ・一般救命救急講習の実施及び止血等の応急処置の講習会を実施します 	全職員

(4)みらい

1. 重点事項

- 感染対策の強化
- 授産収益の向上
- 個別対応の推進
- 地域活動の見直し

2. 取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組み内容	部署/委員会
1	感染対策の強化	<p>建物、公用車など消毒、換気の徹底をします</p> <p>定期的に衛生用品の点検を実施し、状況に合わせた備品の購入などおこないます。</p> <p>全体の感染対策意識が向上できるよう対策方法の確認や、事業所内研修を実施します。</p> <p>感染時のマニュアルを見直し、非常時の判断をスムーズにしていけるよう、日常や会議の場で確認していきます。</p> <p>感染時の外部対応で注文先との商品の対応を見直して職員周知していきます。</p>	全体
2	収益方法の見直し	<p>「みらいでしか買えない商品」の開発に向けて取組みます。</p> <p>農家との連携を継続し、鷹栖産の小麦を使った商品の開発など商品を増やしていきます。</p> <p>外部(訪問)販売を見直し、みらいの周辺地域での受注卸し販売へ徐々に切り替えていきます。</p> <p>原材料の値上げ幅や期間の近さに対応し、原価の把握と設定価格の変更を行ないます。</p>	作業科
3	個別支援計画に沿った支援の充実	<p>自己選択、自己決定が活かされるよう、ニーズやデマンドを計画、支援に反映させます。</p> <p>計画相談、家族、後見人など関係者との情報共有を密に行います。</p> <p>重度の指定を受けている利用者に対しての計画と実践をおこないます。</p> <p>充実感、達成感を感じられる個別支援計画を立案します。</p>	サビ管を中心とした全職員
4	地域活動の展開	<p>地域のニーズを把握するための情報交換を社協と連携し、買い物難民への対応方法を具体的にしていきます。</p> <p>ボランティア団体との連携や、育成に向けた活動を市社協と連携を取りながらおこないます。</p>	全体

(5) ぴあふる岩山

[日中系サービス]

1. 重点事項

- (1) 職員の資質向上と育成
- (2) 日中活動の充実
- (3) 地域貢献と地域に根ざす活動を推進
- (4) 地域の要望を掴みながら、小規模多機能事業の実施に向け検討

2. 取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組内容	部署/委員会
1	職員の資質向上と育成	①職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、権利擁護について重点的に話し合い、支援力の向上に努めます ・職員との面談等、個別に話せる機会を設けます ②研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に係る制度的研修を積極的に参加します ・感染症対策の勉強会を定期的実施します ・職員個別の研修計画を立て専門性向上を図ります ・救命講習（初級・上級）の受講をします ・グループホームの定期的な訪問を実施し、連携強化に努めます 	支援課 庶務課
2	日中系サービス事業の特色を活かす活動の実践と余暇的活動や創作的活動の拡充	①事業計画に基づき、利用者に魅力あるサービスを展開出来るよう検討していきます ②個別支援計画に則り、一人一人のニーズに応えるための活動を実施します ③敷地内の環境整備、和紙作りを継続して実施します ④社会資源等を活用し、利用者の生活が潤える活動を実施します ⑤「冬場の健康づくり」や音楽（芸術）鑑賞は感染対策を模索しながらオンライン実施を含め検討します ⑥旧豊田保育所立て替え後、地域の方と交流を深めながら利用者の機織り等の活動の場として利用します。	支援課
3	地域と結びついた事業の充実と地域貢献	①豊田地区市民委員会、豊田地区社会福祉協議会、ぴあふる岩山運営委員会、東旭川・千代田地域包括支援センター、豊田会等と協議を重ねながら、利用者との交流の機会を設けた地域貢献活動をニーズに合わせ実施します <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人宅を中心とした除雪作業 2. 要望に合わせた配食サービス 3. 生涯学習教室や介護予防教室、相談の実施 4. 機織りを継続し地域文化（ペーパーン織り）継承を目指す 5. 保健師を中心として以下の活動を推進する <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習教室「いきいきアザ」(月1回 - 日中) ○冬場の健康づくり(11～3月 年5回 - 日中・夜間) ○地域住民の方のケースマネジメント会議(随時) 6. 地域づくりの話し合い「豊田会」へ参画します 7. 共生型事業の実施に向け検討します ②旧豊田保育所立て替え後、作品の展示、物品販売、地域の情報等を発信し地域のPRをします 保健福祉活動を拡充し住民の方が気軽に参加が出来、ちいきの交流の場として活用していきます	ぴあふる 保健師 栄養士 市民委 運営委 地区社協 地域包括 豊田会

(6)とわ 北 斗

【1】基本方針

1. 重点事項

1. 利用者個人の尊厳を尊重し、一人ひとりの個性、特性に応じた支援を行ないます。
2. 授産事業の収益増を図り、利用者の工賃向上を目指します。
3. 地域の中の一員として、地域活動に参加していきます。
4. 職員の資質向上を目指します。

2. 取り組み事項

No.	取り組み事項	具体的な取り組み内容	部署
1	感染症対策の強化に努めます。	新型コロナウイルス感染症の予防対策の強化を図りながら、状況に応じた適切な対応に努めます。	全職員
2	利用者の権利擁護を推進していきます。	虐待防止委員会を中心に権利擁護の意識を高め、各種会議で虐待防止、行動規準、倫理綱領について話し合っていきます。	全職員
3	人が集う観光農園のような場所を目指して、ロッキーランドを整備していきます。	①トマトジュースの原料となるトマトの栽培を行ないます。 また、トマトの苗や食用トマトの販売も行ないます。 ②ワインの原料となるぶどうの育苗・定植・管理を行ない、ワインの製造をします。 ③ぶどう圃場やワイナリーの整備を進めていきます。 ④散策路やハーブガーデンの整備を進めていきます。 ⑤生産したワインや野菜を売店やイベント等で販売していきます。	農業
4	再生工房の活動をPRして商品の価値を高めていきます。	①広告やSNS、イベント出店による宣伝活動や、売り出しイベント等の開催により集客増を目指します。 ②利用者の個性を活かしたオリジナル商品を販売します。 ③地域や関係各所から家具や木工製品の作成・修理依頼があれば対応します。	再生工房
5	道の駅をイメージしたレストランと売店の営業を行ないます。	①売店は「道の駅」風の営業を継続していきます。 ②レストランはお客様ニーズを大切にして、充実したメニューを検証していきます。 ③広告やSNSで宣伝を行ない、売店やレストランの集客増と地域の活性化を目指します。 ④「食」の活動を通して利用者が社会参加、社会貢献を実現する場としての意義を大切にしていきます。	食生活
6	利用者が働きやすい環境を整えていきます。	鷹栖町リサイクルセンター1号棟作業委託については、毎月町民課住民生活係と会議を行ない、安全面や環境面など利用者が良い環境の下で活動できるように話し合いを行なっていきます。	リサイクル
7	地域住民と連携を取り豊かな地域づくりを進めていきます。	①社会資源として施設を開放します。 ②北斗地区を中心に「とわサロン」や施設行事への参加を呼び掛け、交流を深めていきます。 ③北斗地区公民館活動に積極的に参加していきます。	全職員
8	職員の育成と専門性の向上を図ります。	①制度的研修や専門研修に積極的に参加し、支援の質の向上に努めます。 ②授産に係る研修に積極的に参加し、知識や技術、専門性の向上に努めます。	全職員

(7) 患 風

1. 重点事項

- (1) 生活の質の向上
- (2) 職員の資質向上と育成
- (3) 業務の効率化
- (4) 地域に根差したグループホームの充実

2. 取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組内容	部署/委員会
1	GHの生活全般を見直し、生活の質の向上を目指します	<p>(1)新型コロナウイルス感染症について各利用者が健康的な生活を送れるよう予防に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活に制限が必要な際は利用者のストレスを軽減する取り組みを検討します ② 感染が疑われる際は、速やかに関係機関と連携し感染拡大に努めます。 ③ 感染が疑われる等の事案が発生した場合は緊急時対応をとり患風全体で生活の基盤を守ります。 ④ 新型コロナウイルス感染症等の感染症に関する情報については、特に情報の共有を強化し感染予防の取り組みを行います。 <p>(2)生活向上委員会を中心に、患風職員全員が「生活を支援することの原点」を考え日々の支援に活かします</p> <ul style="list-style-type: none"> ① とわ北斗、栄養士、チコリと連携し日々の食生活について見直しを図り、より実りある生活を送れるよう支援します。 ③ 患風全体での行事を実施します。 ④ 休日等の余暇の充実を図ります。 <p>(3)利用者個人が個別支援計画書に沿った目標に向かい、達成できるよう支援していきます。</p> <p>(4)成年後見制度や地域包括支援センターとの連携など、さまざまな社会資源を活用して、一人一人に合ったサービスの充実を目指します。</p> <p>(5)緊急時に適切な対応ができるよう、年3回の避難訓練とその後の検証を行ないます。</p> <p>(6)各GHの建物について、日々の点検はもちろん、年2回点検し、危険箇所や改善できるものについては、早急に対応します。</p> <p>(7)家庭や日中事業所との連携を強化し、24時間365日をイメージした支援の構築を目指します。</p>	患風
2	職員の資質向上と育成	<p>(1)権利擁護の意識の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自らの意識が高められるよう、倫理委員会を中心に年2回職員会議後に行動規準セルフチェックリストを活用し擁護への意識を高めます。 ② 月1度のGH会議において利用者支援を振り返ると共に職員、パートが抱える課題に対して話し合い、「風通しの良い職場環境」を作ります。 ③ 権利擁護の研修にも積極的に参加します。 <p>(2)研修の充実並びに資格取得について取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新人職員に対し新人チェックリストに沿い、教育担当者と毎月振り返りを行います。 ② 法人内外の研修の充実並びに資格取得について、率先して取り組み職員の資質向上に努めます。 <p>(1)各GHにインターネット環境を構築し、情報の共有化</p>	患風
3	業務の効率化を図ります	<p>(1)インターネット環境を活用し、情報の共有化並びに一元化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報通信技術（ICT）を活用し、記録等の業務の効率化を図ります。 ② 情報を共有化し、各GHの取り組みを参考に各職員が、支援についての考えを実践できる枠組みを築きます。 ③ 働き方について見直すことで、魅力ある職場づくりを構築していきます。 ④ 	患風
4	地域へ根ざしたGHの充実を図ります	<p>(1)地域住民のひとりとして地域の活動に参加し、地域と良好な関係作りができるように働きかけると共に、地域との連携をはかります。</p>	患風

(8)春 風

1. 重点事項

- (1) グループホーム事業の充実
- (2) 地域に根差した安心できる生活環境の提供
- (3) 職員の資質向上
- (4) 新型コロナウイルス等の感染予防対策の徹底

2. 取組み事項（グループホーム）

No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1	権利擁護のための仕組みを充実させる	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護について自らの意識が高められるよう、日常的に職員同士が働きかけるとともに、討議する等の機会を多くもつ・月に1度自己チェックを行ない自分の支援を振り返る機会をもつ・各GHの職員が定期的に支援について話す機会を設ける。
2	グループホームの環境整備	<ul style="list-style-type: none">・利用者ニーズに応じたグループホームの環境整備に努める
3	利用者の自己実現のための支援を行う	<ul style="list-style-type: none">・住民として地域行事等に参加できるよう環境を整え、近所と適切な関係作りができるように働きかける・社会の一員として、さまざまな社会資源を利用して、社会参加の機会をひろげる
4	安全な暮らしを確保する	<ul style="list-style-type: none">・緊急時に適切な対応ができるよう、年2回の避難訓練と自然災害時対策の検証を行なう・新型コロナウイルス感染症等の感染症については、利用者・職員の検温をはじめとする体調管理を徹底します。また、ご家族や通所先事業所との情報の共有を強化し感染予防に取り組めます。・建物点検表で定期的に点検し、危険箇所等を発見したら、早期に修繕するなど速やかに対応する
5	利用者の高齢化に対応できる仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none">・高齢化した利用者については、利用者にあった施設利用を検討し介護施設とも連携し高齢利用者のニーズに合わせた支援を行う

(9) 相談支援センター

1. 重点事項

- (1) 法令の遵守、社会的ルールに従って、相談支援事業の体制強化を図ります
- (2) 鷹栖町、近隣市町村を含めた地域、あらゆる福祉サービスとの連携強化を図ります
- (3) 職員の資質向上に努めます

2. 取組み事項

No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1	相談支援事業の体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間の連絡体制を維持し、緊急時への対応に備えます ・ご家族も含めた高齢化に対応する支援体制を作るために、介護保険を含めた他の福祉サービス事業所や、地域包括支援センター等の相談機能を有する機関との連携を強化します ・障害特性に応じた適切な支援を提供するために、アセスメントを通して本人理解が深められるように、各事業所と一緒に支援スキルの向上に努めます ・権利擁護を最優先とした支援体制を作ります ・災害や感染拡大等、不測の事態にも備えた支援体制を作ります
2	鷹栖町、近隣市町村を含めた地域、福祉サービスとの連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹栖町との契約のもと、障がい者相談支援業務委託実施要綱に則り業務をすすめます ・地域生活支援拠点等が機能するよう、各機関とも連携していきます ・自立支援協議会を通じて、地域福祉の充実に貢献します ・障がい児、障がい者、誰もが希望される生活が送られるように、各行政や福祉サービスとの連携を図り、具体的な支援の構築をします
3	職員の資質の向上に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・制度や事例等について理解を深めることを目的として、伝達会議を毎週開催します ・法人のキャリアパスシートを踏まえて、必要に応じた資格の取得、研修の受講等をします ・虐待防止委員会を定期開催し、自らの健全な心身を維持しながら、権利擁護を念頭とした支援提供ができるようにします

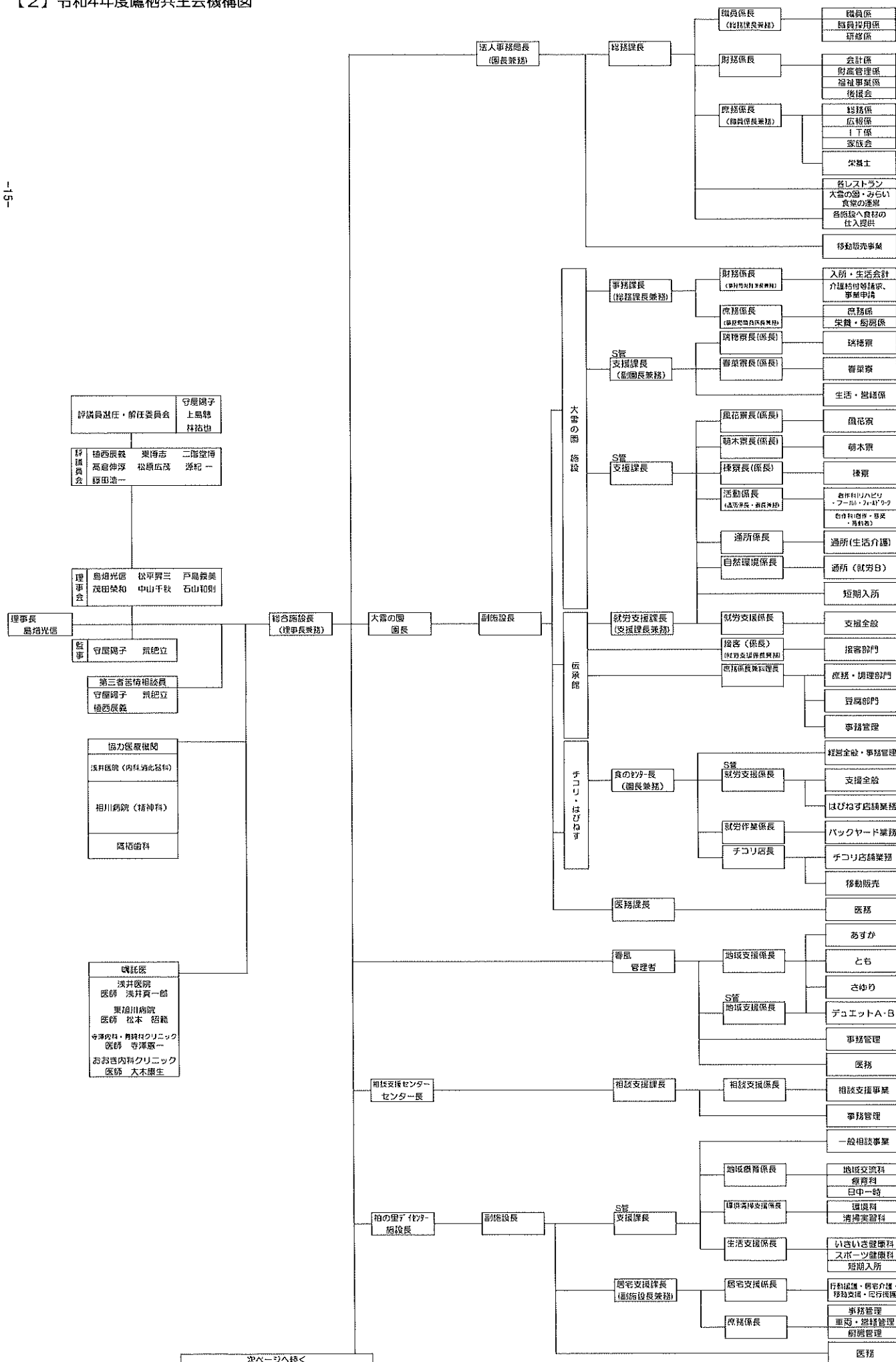
4. 鷹栖共生会の事業体系一覽

令和4年4月1日現在

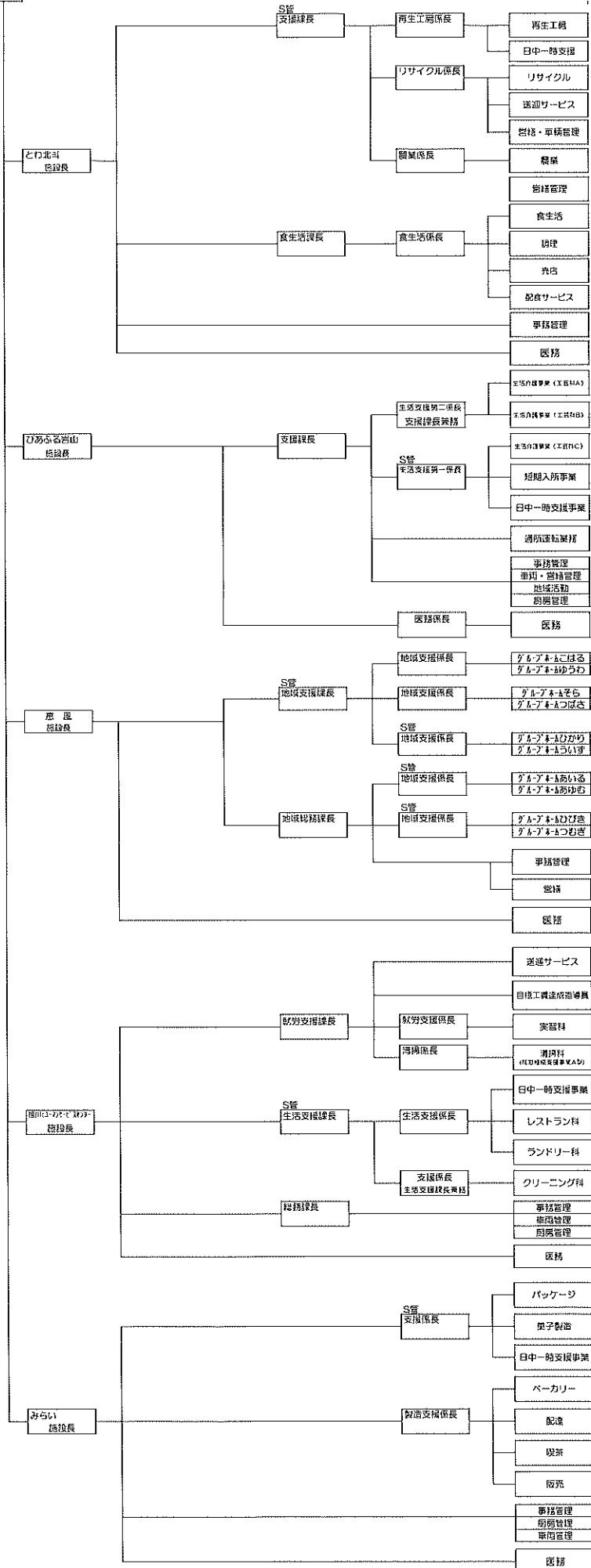
事業体系	法人全体	大登の園	柏の里7代り	とむ北斗	旭川にやがて7代り	みらい (Mira)	ひめふる若山	恵風	香風	相談支援センター
職員数	正職員	52	25	20	17	9	19	24	7	5
	専職員・パート	42	26	30	28	9	10	40	14	1
入所支援	定員	40名								
	営業日	毎日								
生活介護	支援内容	夜間において、食事や排泄などの日常生活支援を実施。								
	定員	42名	月～金 ※行事は例外	月～金 ※行事は例外	月～土 ※行事は例外	月～土 ※行事は例外	月～土 ※行事は例外			
就労継続支援事業 (センター型・B型のみ)	支援内容	協働や音楽などの創造活動や散歩・軽作業を実施。	作業内容などの創作活動、朝晩の清掃などの活動活動、リサイクル作業を通じての環境活動等。	協働のイベント企画や環境活動、志願員育成、食生活支援、電話支援、生活支援等	大登の園入所者支援業務の他、創作活動、軽作業、清掃により職員作業も実施・レストランド	・食事作り ・創作活動 ・喫茶	内閣府等の研修等、余暇的・創造的・感情的な活動を実施。			
	定員	18名	月～日	月～金 ※行事は例外	月～日	月～土 ※行事は例外	月～土 ※行事は例外			
短期入所	営業日	月～日								
	支援内容	昼食部・チャリ、ほびねす所居及びレストランドを運営。								
居宅系事業	定員	4名	2名				1名			
	営業日	毎日	月～金				月～土			
相談支援	支援内容	併設型	併設型				併設型			
	定員									
地域支援事業 (グループホーム)	営業日									
	支援内容		年末年始5日間を除く毎日 居宅介護・行動支援・同行支援、移動支援							
相談支援	定員	87名								
	営業日									
相談支援	支援内容									
	定員									
相談支援	営業日									
	支援内容									

※営業日は年末年始の休業日を除く

【2】令和4年度鷹栖共生会機構図

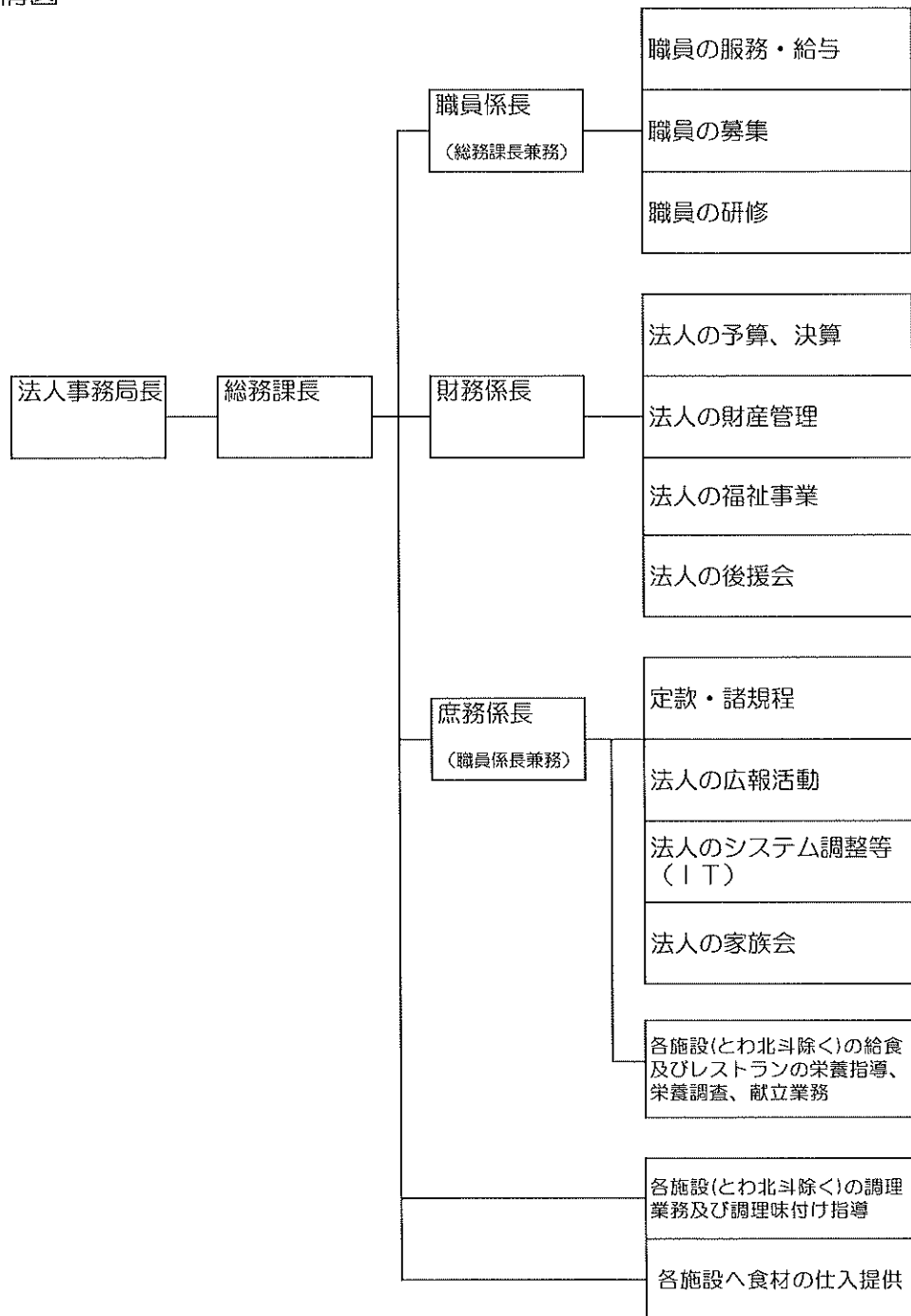


前ページから続き



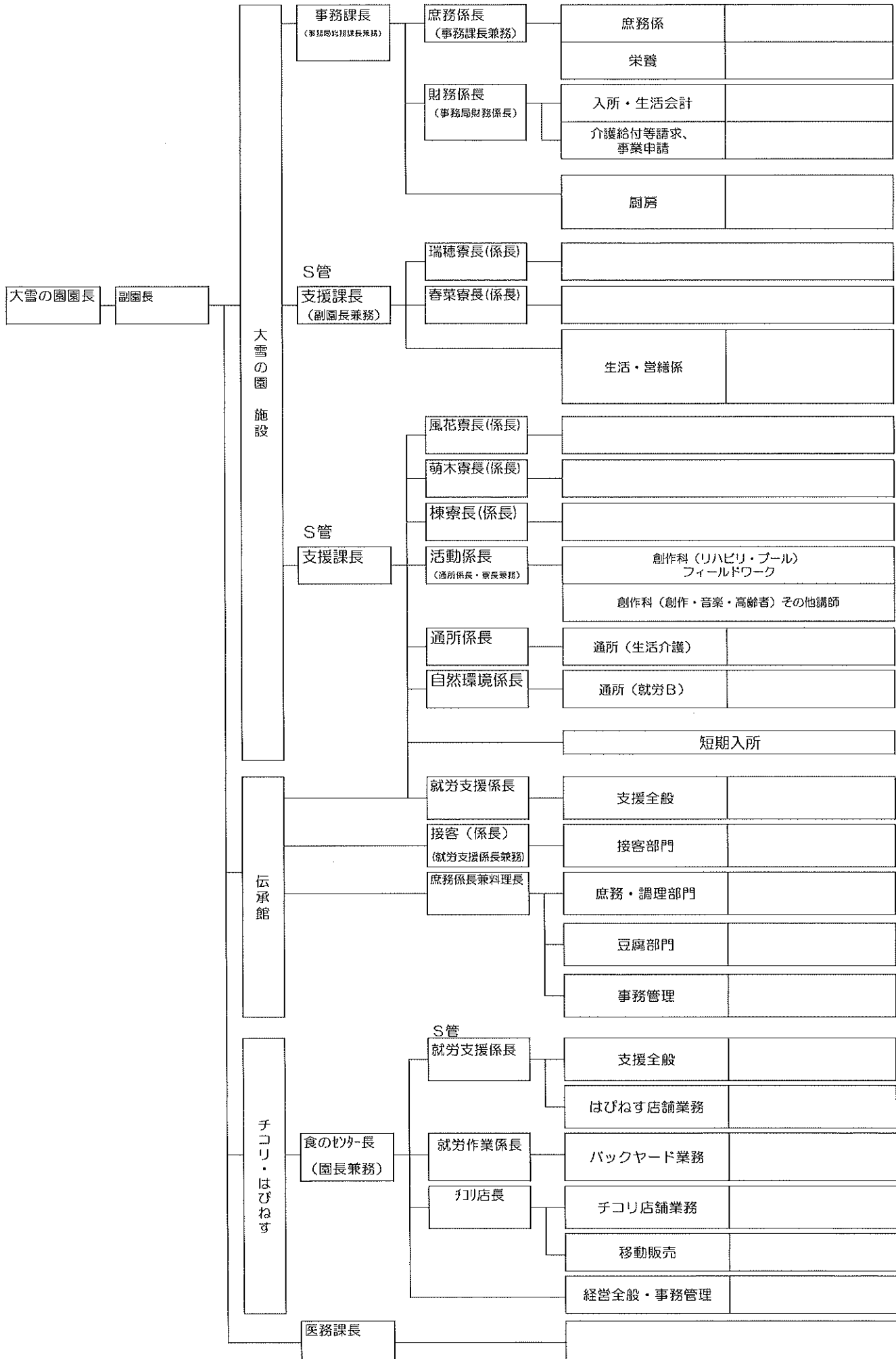
令和4年4月1日現在

法人事務局機構図



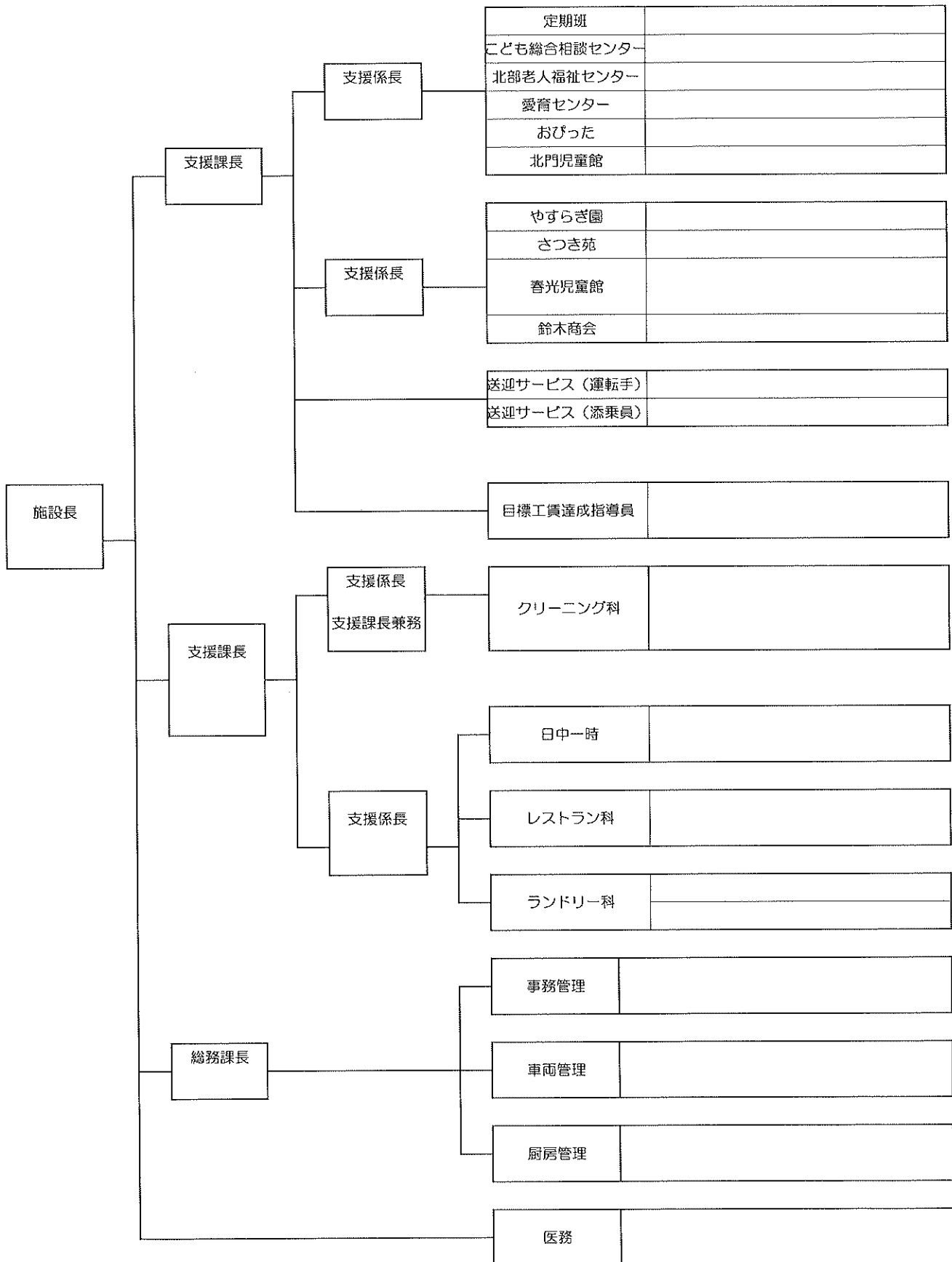
(1)大雪の園機構図

令和4年4月1日現在



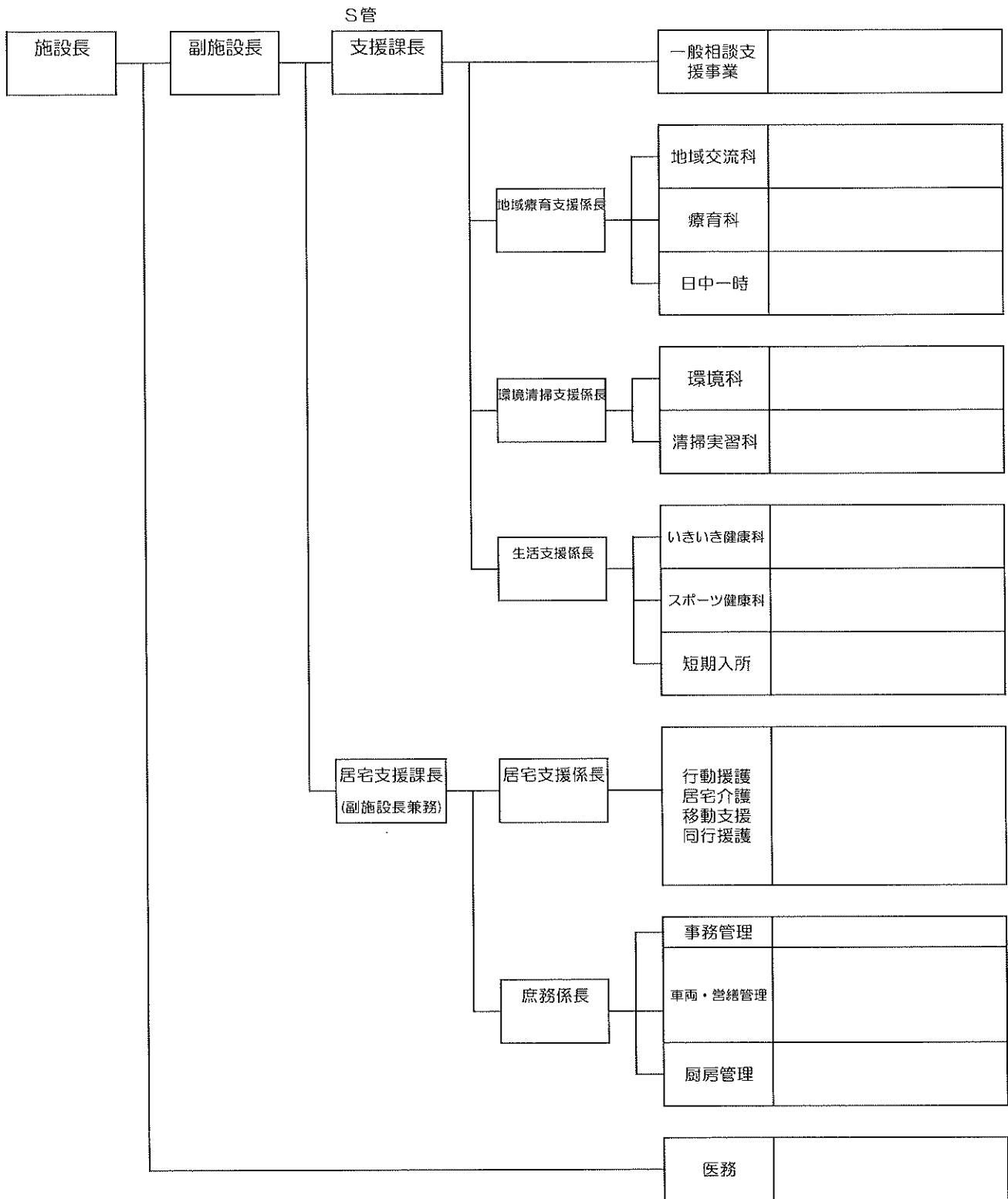
(2) 旭川ヒューマンサービスセンター機構図

令和4年4月1日現在

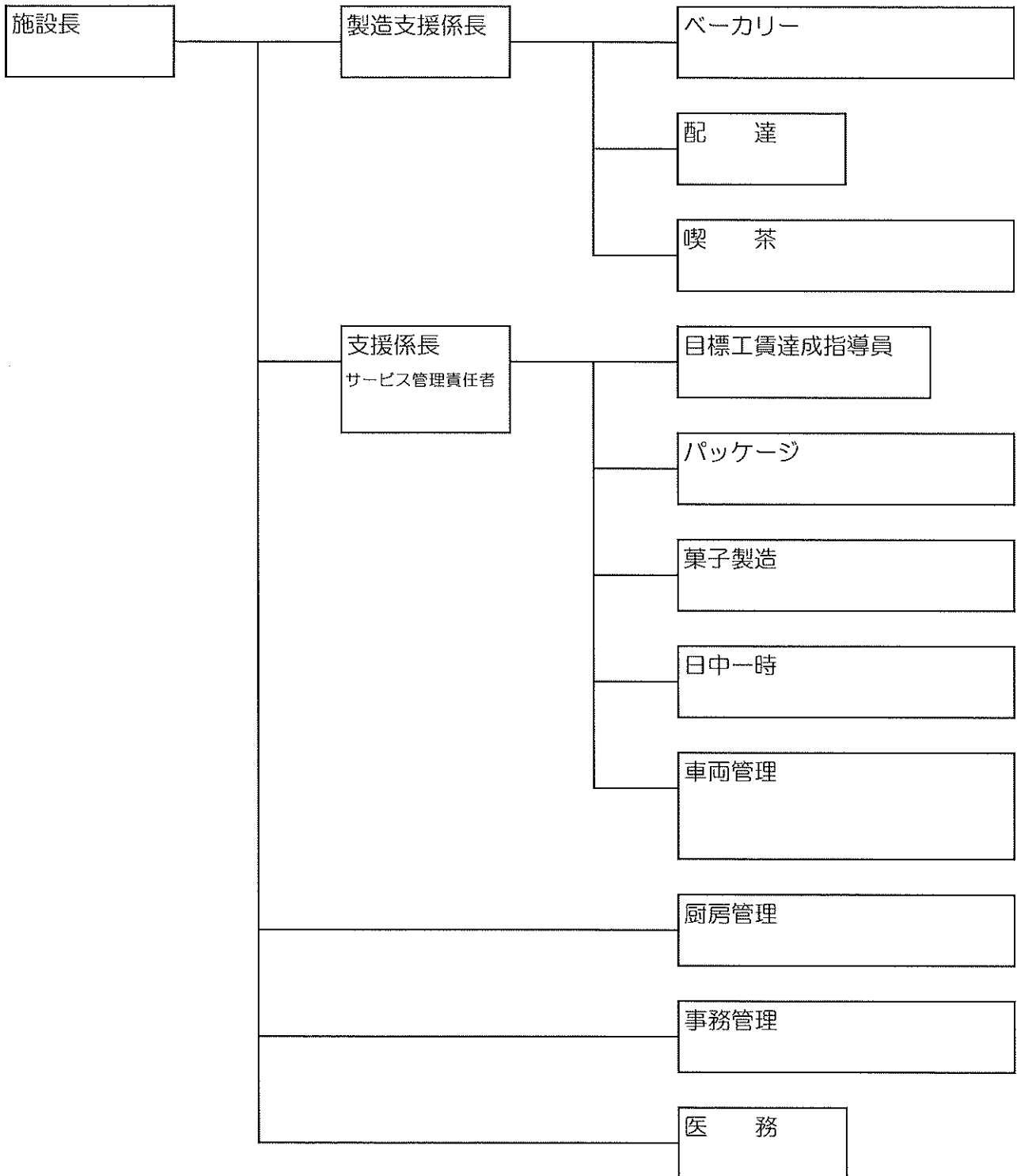


(3) 柏の里デイセンター機構図

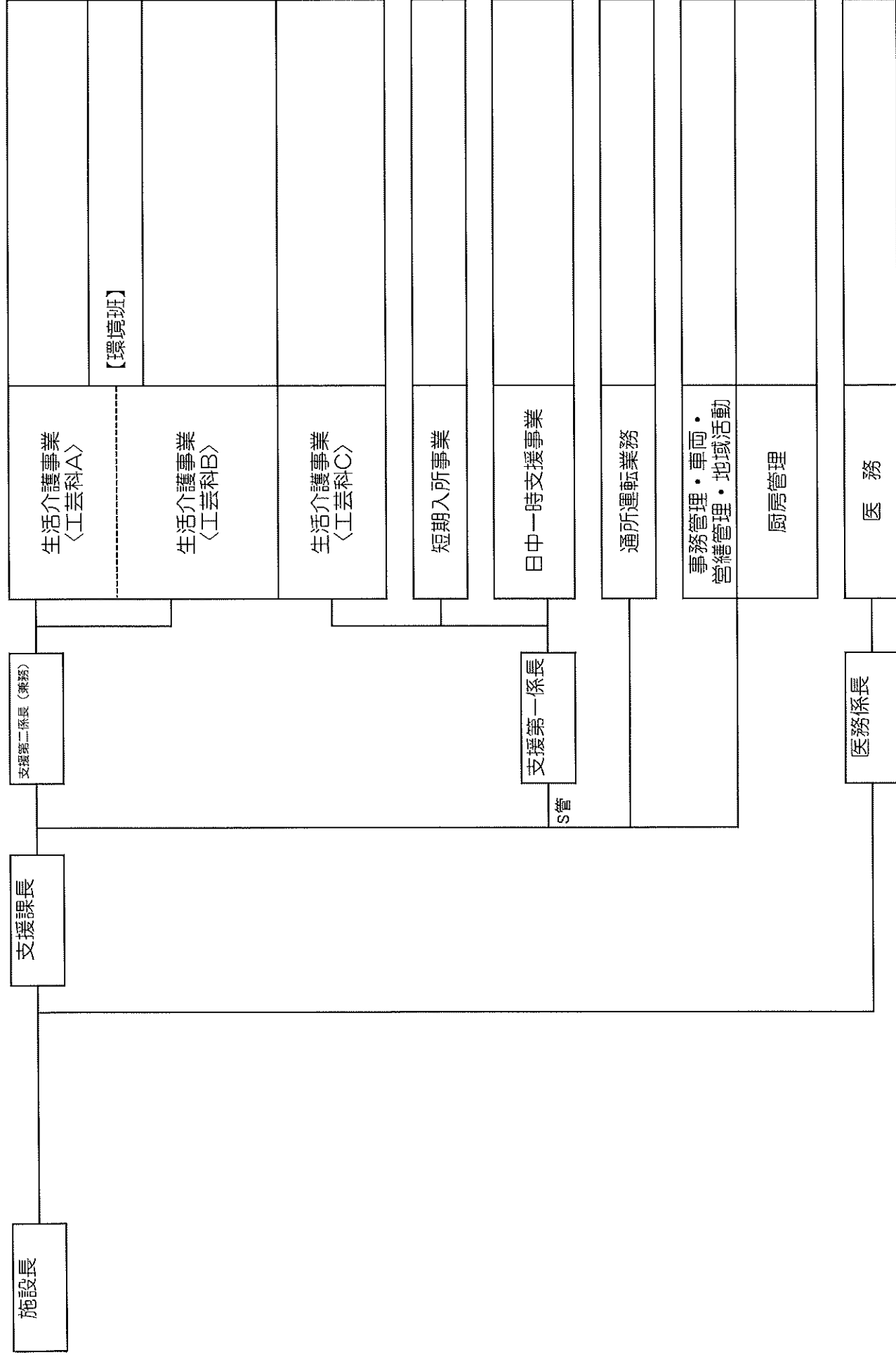
令和4年4月1日現在



(4)みらい機構図



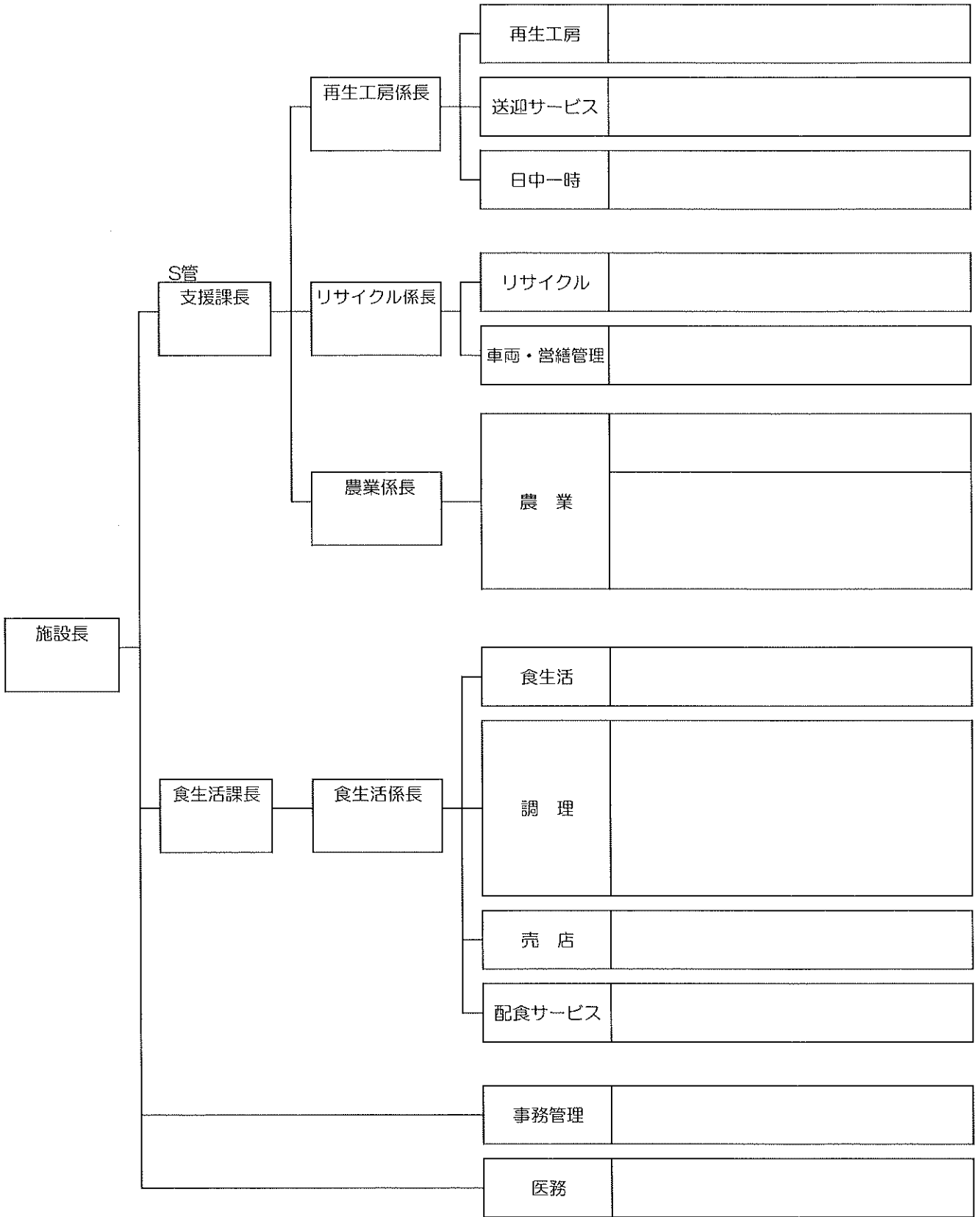
令和4年度 びあふるる岩山「日中」機構図



※カッコ0は兼務

(6)とわ北斗機構図

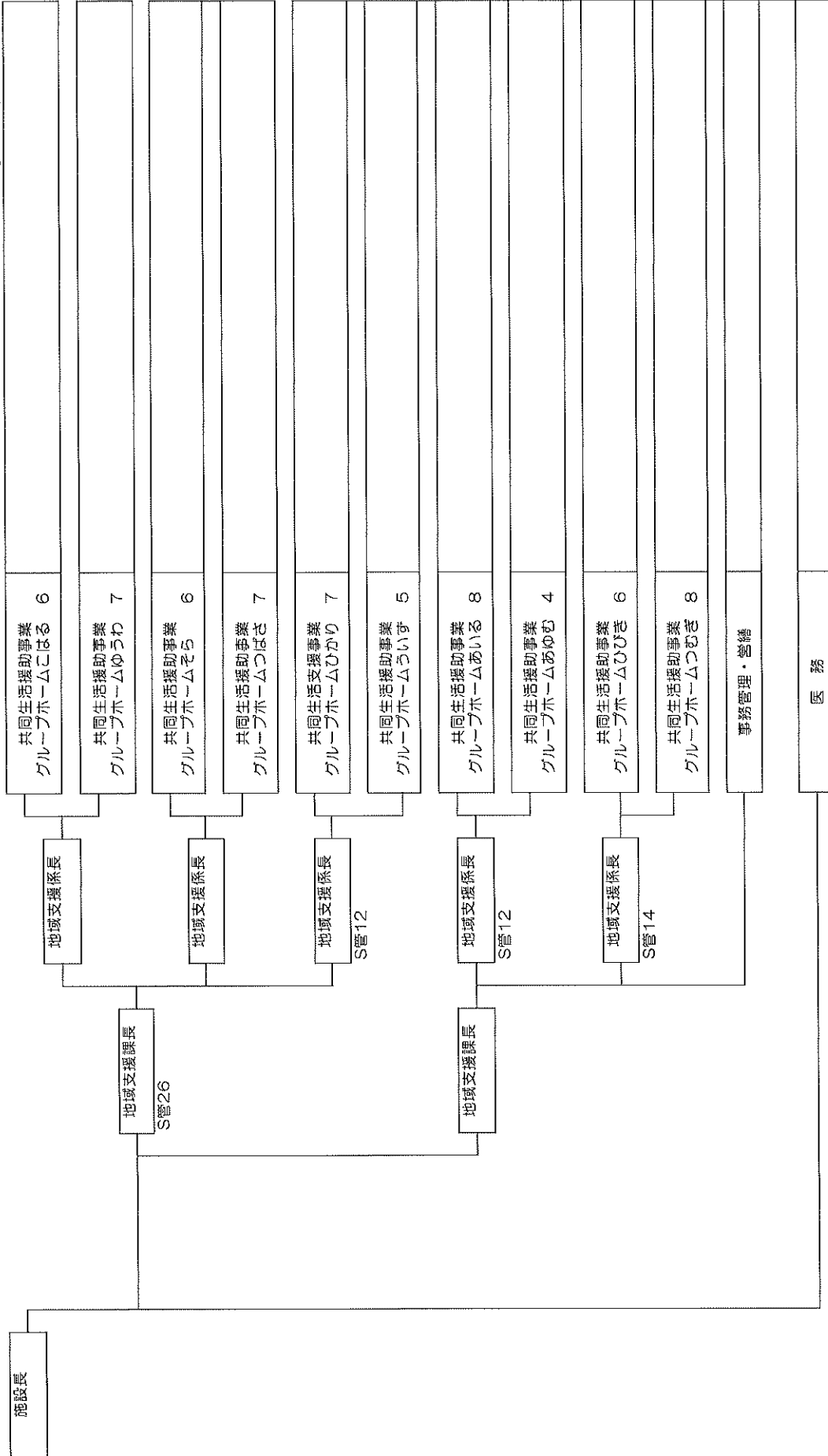
令和4年4月1日現在



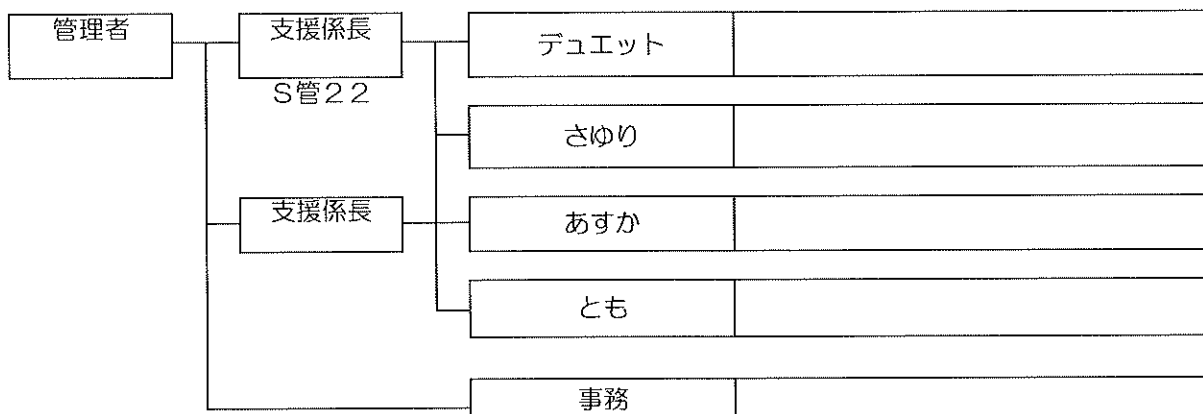
()は兼務

(7) 志風 機構図

※【 】は夜間支援員

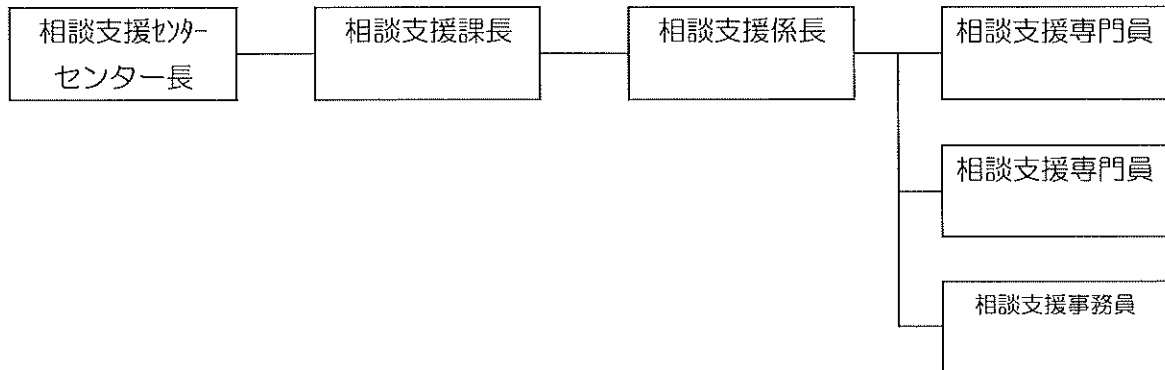


(8) 春風事業機構図



(9)相談支援センター 機構図

令和4年4月1日現在



【3】 鷹栖共生会経営指標

1. 基本理念

きょうのいのち輝き 共に生きる

2. 基本綱領

- 一、自己決定・自己選択によるサービス提供を目指します
- 一、心の豊かさが実現できる自立支援を目指します
- 一、安心して生活できる地域づくりを地域とともに目指します
- 一、生涯に亘って安心して暮らせる支援を目指します
- 一、社会から信頼される組織を目指します

3. 法人として求める職員像

(一) 社会人・組織人としての姿勢を身につける

法人は、組織として共通の目的を持ち、その達成のために経営されています。私たちは、常にその組織の一員としての自覚を持ち、組織の目的やその仕組みを理解すると共に、職場のルールを守り、職業人として又社会人としてのマナーやエチケットを身につけることを求めます。

(二) 利用者の権利擁護を最優先した業務の遂行

私たちの業務は、人としての尊厳を自ら護り主張する力の弱い方々を対象としています。支援に当たっては、そうした利用者の声なき声にも耳を傾ける姿勢と権利擁護を最優先した業務の遂行を求めます。

(三) 利用者との対等平等な関係

私たちが提供する福祉サービスは、利用者の「自らの権利として、より質の高いサービスを要求する。」契約行為に基づくものであり、対等平等の関係の上に成立します。職員が利用者に接する場合は、そうした関係を熟知した態度を求めます。

(四) 利用者本位サービスの提供と創造

私たちの業務は、利用者との契約に基づくサービスであり、常に「利用者満足」を基準とした福祉サービスを提供し的確な利用者ニーズの把握に基づく必要なサービスの創出に日々努めることを求めます。

(五) 地域での固有名詞で呼ばれる人間関係の構築

職員個々の地域におけるボランティアなどの社会活動は、利用者の暮らしをより豊かにしノーマライゼーションの理念の具現化に繋がります。

(六) 専門職としての知識・技術の研鑽

利用者のより豊かな人生を支援する専門職として、自らの専門性と資質の向上に日々努め、業務の中で実践を積み重ねることを求めます。

(七) 専門性に基づく業務の遂行

自己の観念や拘りからではなく、法人理念・事業方針に基づいた「利用者満足」の得られる専門的支援を業務として遂行することを求めます。

(八) 専門家集団としてのチームワークづくり

利用者の権利擁護に携わる専門家とし、利用者の権利侵害及び不利益に対しては、毅然とした態度で支援に当り、職員集団は、そうした職員を育成し、支援の質を高めるチームワークづくりを求めます。

(九) 業務の計画的及び継続的实践と検証の励行

職員には、法人理念に照らした「利用者満足」に繋がる業務計画を立案し、対処療法とにならない継続的实践を積み重ね、常に日々の業務を検証し、改善を図る真摯な態度を求めます。

(十) 効率的、効果的業務の遂行

私たちの仕事は、利用者の求めるサービスを継続的に安定的にそしてより質の高い支援を提供していくことです。そのためには、限られた人材と予算をより効率的に配分し最大の効果をあげるよう努力を常に求めます。

(平成14年3月制定)

(平成18年3月改正)

4. 職員倫理綱領

前文

私たち施設職員は 支援を必要とする人たちの尊厳を守り 彼らが豊かな人生を自己実現できるように努めます そのため確固たる倫理観をもって その専門的役割を自覚し 自らの使命を果たさなければなりません

ここに 鷹栖共生会職員倫理綱領を定め 私たちの規範とします

1・生命の尊厳

私たちは、支援を必要とする人たち一人ひとりかけがえのない存在として大切にします

2・個人の尊重

私たちは、支援を必要とする人たちを一人ひとりの人として個性・主体性・可能性を尊びます

3・人権の擁護

私たちは、支援を必要とする人たちに対して、いかなる差別・虐待・人権侵害も許さず、人としての権利を守ります

4・社会への参加

私たちは、支援を必要とする人たち一人ひとりが、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します

5・専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、支援を必要とする人たち一人ひとりが、充実した人生を送れるよう支援します

(平成13年3月制定)

平成31年1月改訂

5. 鷹栖共生会職員行動規準

前文

この規準は、鷹栖共生会の基本理念「きょうのいのち輝き 共に生きる」の実現のため、《基本綱領》（自己決定と権利擁護、ノーマライゼーションの理念、地域社会の創造、専門的・継続的・総合的支援、社会的使命と責任）と《法人として求める職員像》を基調として行動するための規準です。

鷹栖共生会の職員として、福祉サービスを必要とする人たちが、かけがえのない人生をその人らしく輝きながら歩み、一人ひとりが共に生きる関係を大切にするため、次に定める規準を遵守するものとします。

I. 基本的姿勢

- ① 利用者の人間としての尊厳を大切にし、権利擁護に努めます。
- ② 支援者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじます。
- ③ 利用者が望む快適で豊かな市民生活が送れるよう支援します。
- ④ 利用者一人ひとりの障がいの軽減と、自己実現に向けた、専門的支援を行います。
- ⑤ 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めます。

II. 具体的行動規準

(1) 体罰等に関すること

- ① 殴る、蹴るなどの暴力行為、性的嫌がらせは行いません。
- ② 身体拘束や長時間正座・直立などの肉体的苦痛を感じさせる行為はしません。
- ③ 人間の基本的欲求を妨げる行為はしません。（食事を抜く、寝させない等）
- ④ 言葉の暴力による精神的苦痛を感じさせる行為はしません。
- ⑤ すべての体罰等を容認しません。

(2) 差別に関すること

- (ア) 子ども扱いするなど、年齢にふさわしくない接し方はしません。
- (イ) 障がいの程度、状態、能力、性、年齢などで差別はしません。
- (ウ) 本人の前で障がいの呼称・状態を表す言葉を使用しません。
- (エ) 障がいがある故の克服困難なことを、本人の責めに帰するような発言はしません。
- (オ) 日頃の行動から、その利用者に対して予断をもちたり、判断したりしません。
- (カ) 利用者の言葉や歩き方など、いかなる真似もしません。
- (キ) 利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

(3) プライバシーの侵害に関すること

- ① 職務上知り得た利用者・家族の個人情報管理を徹底し、他に漏らしません。
- ② 利用者個人宛の郵便物などの開封は、業務上、保管や手続きなど円滑に処理が必要な場合でも、本人の同意を得ずに開封することはありません。
- ③ 利用者の居室などの内部が必要以上に見えるようにはしません。
- ④ 本人の了解なしに居室などに入ったり、所持品の確認はしません。
- ⑤ 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにはしません。
- ⑥ 利用者の生理の話を入り前ですたり、表に貼り出したりしません。
- ⑦ 第三者に対し実名を出して利用者の生活・活動状況の説明などを行いません。

- ⑧ 利用者本人や保護者・家族の了解を得ずに、本人の写真、名前や製作した作品を掲載・展示したりしません。
- ⑨ SNS等の媒体を使用し、個人が不特定多数と情報交換を行う際、業務に関わる情報、写真等を許可なく記載、掲載することはしません。

(4) 人格無視に関すること

- ① 利用者へ、「～さん」以外で呼びません。
- ② 職員同士も「～さん」付で呼び合います。
- ③ 命令調になったり、大声で叱責したりしません。
- ④ 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしません。
- ⑤ 利用者に対して、理解が困難な言葉・表現は使用しません。
- ⑥ 特定の場合を除き、長時間待たせたり、急がせたりしません。
- ⑦ 利用者の人格を傷つけるような作品や写真の展示をしません。
- ⑧ 担当専門医や看護職員の指示によらず職員自らの判断で、薬物を使用、変更、中止しません。
- ⑨ 利用者個々の人格を無視した、職員側の価値観や都合での一方的・画一的な支援はしません。
- ⑩ 職員が管理しやすいように、衣類の表に氏名や施設名を大書きするなどの行為はしません。
- ⑪ 個人の感情で根拠のない噂話はしません。

(5) 利用者への強要

- ① 本人の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要しません。
- ② 利用者に嫌悪感を抱かせたり、嫌がる行為や活動などを強要しません。
- ③ 活動・支援と称し、本来職員がなすべきことを、利用者になさせません。
- ④ 利用者に対し、いたずらにノルマを課すことはしません。
- ⑤ 職員自身の私用に利用者を使うことはしません。

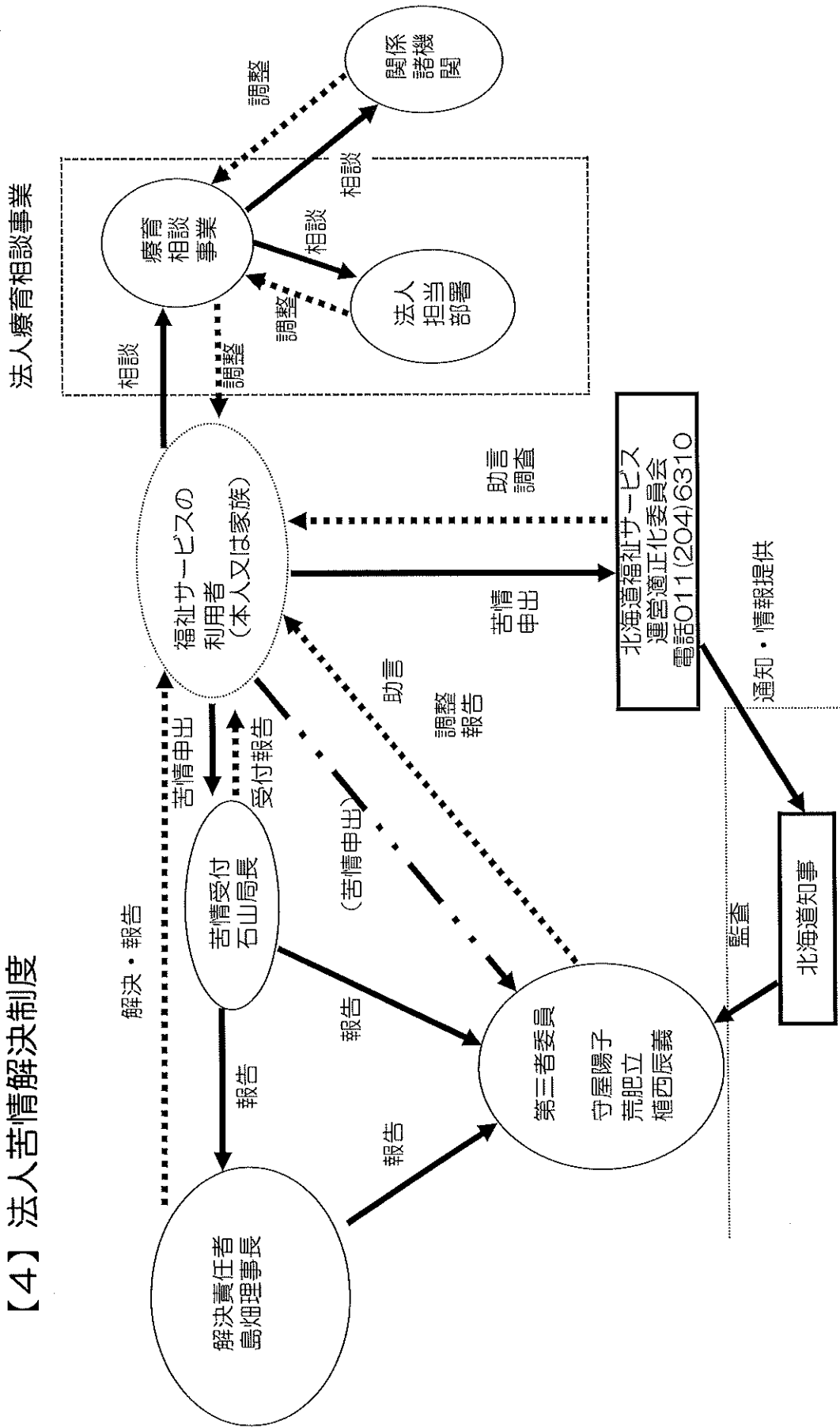
(6) 地域社会活動に関すること

- ① ボランティアや行事などの社会活動に参加し、誰もが安心して住みやすい地域づくりに努めます。

〈以上の行動規準は、法人内のみならず、一社会人として遵守するものとします。〉

平成31年1月改訂

【4】法人苦情解決制度



鷹栖共生会の福祉サービスに関する苦情解決の仕組み

社会福祉法人鷹栖共生会 2019年から2023年中期計画

R4.1.7

項目	取り組み事項	具体的な取り組み内容	実施年度					
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
1 法人経営	(1)人材の確保と育成	①人材の確保の為に、新規学卒者等への情報発信強化を図る	・求人活動の充実を図るために、ホームページの充実及び動画作成など情報の発信の強化を図る	実施	継続	→		
			・新卒者に対して魅力ある制度や仕組みの検討	検討	→			
		②資格取得のための援助システムの充実と積極的活用	・職免や講習費用や試験費用の更なる補助充実を目指す	継続	→			
		③同一労働・同一賃金に向けての職員処遇の見直し	・人事考課委員会を中心に、給与テーブルや人事考課の仕組みについて検証する。また職務と役責を明確にし、それに対しての実績や取り組みが評価される仕組みを目指す	継続	→			
		④研修システムの構築	・研修部会を中心に、内部研修（外部講師含む）の充実と研修企画の定例化を図る	継続	→			
		・職種間での交換研修を実施しながら、お互いの仕事の内容や立場を理解し合い、その上で協体制度を構築していく（実施方法について各事業所ごとに状況に応じて）	継続	→				
		⑤職位に必要な資格（学習）について目標基準を明確にする	・職位及び役職において a. どういうことを身につけなければならないのか b. その為にどう勉強をする必要があるのか c. どういう資格の取得が必要なのかを明確にしておく	継続	→			
			・報酬と比例するかたちでの資格手当等の検討	継続	→			
	(2)財政基盤の充実	①収入構造の変化を常にチェックし、経費削減や経営の効率化に努める	・今後の変化への準備と対応（現行の介護保険制度からの想定含む） ・将来の修繕と事業所開設への積立を実施したうえで、単年度黒字化を目指す	継続	→			
		②事務局体制の強化	・事務勉強会等の実施 ・組織体制の強化	継続	→			
		③監査法人による外部監査	・法改正の状況に応じた対応	検討	→			
	(3)防災体制	防災体制づくり	・防災体制の定期的な検証及び必要な設備整備 ・BCP計画の作成	継続	→			
	(4)記念事業	各事業所の記録の整備・記念事業	・とわ北斗10周年事業（2022年度）				完成	見直し
	(5)ホームページの充実	広報活動の充実と授産活動への活用	・求人活動への活用 ・授産事業の宣伝及び受注への効果的活用	実施	継続	→		
	(6)新規事業の開設	①グループホームの開設	・ニーズに応じたグループホームを含む新規開設検討	継続	→			
・貴重物件（「ういず」「つばさ」）について移転・購入を検討			継続	→				
・制度に合わせて夜間支援体制を見直すとともに日中支援体制についても検討する			継続	→				
②食のセンター化及び食の施設構想の確立		・チコリやとわ北斗でも地産地消を展開するが、最終的には旭川市内の人が多く集まる場所で地産地消と楽市楽座的な事業展開を目指す	継続	→				
③専証寺模の土地活用		・将来構想図の作成	検討	検討	検討	検討	完成	
④40名定員の実現		・みらい定員の40名化、移転の検討 ・大雪の園の入所20名・通所40名定員化及び大雪の園の完全個室化に向けて取り組む	検討	→				
⑤定員変更		・センターの就労継続A型事業所の独立の検討（20名定員）	検討	→				
⑥訪問系事業所の移転の検討		・移転検討	検討	→				
⑦送迎サービスの充実		・バスセンター化など一元化も含めた総合的な検討 → 事業所ごとの送迎の費用対効果の検証 ・送迎・安全会議の機能強化。また送迎車輦の更新及び増車スケジュール等の作成。		検討	→			
			完成	継続	→			
(7)更に充実した地域づくりのための事業	①地域貢献事業	・鷹栖町内に買い物支援（移動販売及び配達販売）を積極的に展開	準備	準備	準備	準備	本格実施	
	②共生型事業の検討	・市民委員会・社会福祉協議会・地域包括との連携。配食・除雪の充実・教員住宅等の改修・旧豊田保育所の活用 ・地域の要望を掴みながら共生型事業を検討	検討	→				
	③旧豊田保育所の活用	・旧豊田保育所を改修し地域住民とびらみる岩山を利用する障がい者の更なる交流や地域活性化を図る拠点として活用する。	検討	→	→		開設	
2 生活支援	(1)重度・高齢化に向けて	①リハビリ的活動の導入	・大雪の園の活動に取り入れるところからスタートする。そのために医務体制を強化する。 ・北海道療育園のOT・PT・STとの連携強化。必要に応じて配置も検討。	継続	→			
				継続	→			
		②必要に応じたバリアフリー化	・各事業所・グループホームごとで必要に応じて実施。特に風呂、トイレ、手すり等の住環境の計画的整備の実施。 ・必要に応じて車いす対応車両整備（補助の申請） ・入所施設、GHの入浴支援のあり方について	継続	→			
				検討	定着	→		
		③食事支援の充実	・軟菜食、ソフト食等への移行が必要な利用者に対する食事支援体制の構築	検討	定着	→		
	④その他	・介護技術や食事提供技術の習得にむけての取り組み	検討	定着	→			

項目	取り組み事項	具体的な取り組み内容	実施年度						
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		
3 就労支援	就労支援体制の充実	①事業の基盤整備	・トップマネジメントの強化	継続	→				
			・下請ではなく、自らが一般の企業と競争できる力を身につける a. 顧客の立場に立った営業展開 b. 宣伝の強化 c. 特色ある事業の展開（はざま産業(ニッチ戦略)を基本に展開) d. 経営の安定を図り、工賃のアップに繋げる	継続	→				
			・一般企業への就労者の支援、就労希望者への移行支援を行う	継続	→				
		②就労事業の充実	・こだわりのある個性的な製品作りを進める	継続	→				
		・センターの布団クリーニングの準備	継続	→					
4 相談支援	相談支援体制の充実	①今後の制度や報酬単価をみながらの対応	・「相談支援センター」が中心的な役割を担い体制の強化を図る。	継続	→				
		②事業所整備	・現在の香風併設から鷹栖相談支援センターの移転検討	検討	→				
5 各事業所の建物・設備・環境について	建物の増設・維持管理及び周辺環境の整備 ※但し、継続的な維持管理及び整備事業は除く	①大昔の園	・高齢化対策（入浴設備の整備、食事支援の充実等）の整備	一部実施	一部実施	継続	→		
			・フラワーガーデンの整備及び集客体制の整備（トイレと管理棟の整備）	継続	→		検討	整備	
			・散策林整備及び南庭及び旧じゃがいも畑整備	継続	→				
		チコリ 伝承館	・建物整備の検討	継続	継続	検討	検討	実施	
			・豆腐工場の整備	検討	→				
		②柏の里	・本体のトイレ改修の検討		検討	→			
			・モッチーズハウスの玄関のバリアフリー化	検討	→	→	実施		
			・モッチーズハウスの屋根の張替、外壁修繕の検討		検討	実施			
		③とわ北斗	・ワインセラーの設置（冷蔵庫）			検討	→		
			・ワインセラーの設置（貯蔵庫建設）					準備	
			・ワイナリー（醸造所）の設置					準備	
			・ハーブガーデンの整備					一次終了	
		ロッキーランドの整備	・作業棟及び車庫の整備				段階的実施	完了	
			・果樹の栽培と加工場の設置に向けた検討 ・0ヶ所は観光農園的なイメージを持って整備にあたる ・ぶどう栽培30,000株を目指し、畑を拡大していく（R3.12現在約12,000株）	継続	→			二次終了	
		④センター	・外壁塗装、屋根の改修	検討	→		準備	実施	
		⑤びあふる	・外壁塗装、体育館屋根塗装	検討	→				
⑥春風	・継続的に必要な箇所の修繕	継続	→						
⑦恵風	・継続的に必要な箇所の修繕	継続	→						
⑧みらい	・移転先物件の検討	継続	→						
	・必要な箇所の修繕（外壁、厨房設備）					実施			
⑨法人共通	・LED化への計画的移行	継続	→	→		完了			
6 継続事業	委員会等	各委員会等の充実	①必要に応じた職種を加え、保健衛生会議を中心に高齢化にむけての検討の実施。	実施	→				
			②各委員会等の目的を整理したうえで、進捗状況等の発信や全体の共有強化にむけた取り組み。	継続	→				
	権利擁護	(1)権利擁護に関する理解	権利擁護の促進	・地域住民の健康相談・食生活改善・体力づくりをはじめ、行政とも連携し保健福祉活動へ協力	継続	→			
			(2)本人活動の推進	①自治会活動の推進	・各事業所の自治会活動の充実と交流の仕組みを作る ・自治会担当者を決め、年間計画に基づく活動を実施する	継続	→		
	②本人活動の推進	・「旭川働く仲間会」は働く利用者を中心とした本人活動の会として、本人自身による主体的参加を支援する		継続	→				
	地域づくり	地域ネットワークづくりの推進	①地域活動（行事）への積極的な参加	・各事業所ごとで、地元のお祭り等への参加をきっかけに地域に根付く活動をする ・グループホームは町内会活動（行軍）に積極的に参加	継続	→			
			②社会貢献活動の推進	・職員の労務環境の向上を目指す	継続	→			
			③地域住民活動との連携	・各地域ごとで地域住民と連携する	継続	→			
④地域の保健福祉活動の推進			・地域住民の健康相談・食生活改善・体力づくりをはじめ、行政とも連携し保健福祉活動へ協力	継続	→				

項目	取り組み事項	具体的な取り組み内容	実施年度				
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年

●削除や内容見直し等の項目

項目	取り組み事項	具体的な取り組み内容
1 法人	(1)人材確保	①同一労働・同一賃金に向けての職員処遇の見直し ・職員の労務環境の向上を目指す
	(2)人材育成	②人材の確保 ・全職種における養成・確保にむけて体制の充実を図る ①研修システムの構築 ・重度・高齢者支援スキルを高める研修の実施
2 環境	(1)建物の維持管理	①修繕計画の立案 ・大雪の園利用者の個別ニーズや特性に応じた居室改修の推進 ・補助事業を有効活用し整備に努める
3 生活支援	(1)重度・高齢化に向けて	②日中活動の充実 ・高齢・重度者の対応 ・余暇活動の充実 ・創造的活動の充実
	(2)短期入所の充実	ニーズに応じて実施 ・とわ北斗の短期入所事業開始の検討
4 就労支援	就労支援体制の充実	②就労支援体制のシステム化 ・ジョブコーチを含む人材育成強化 ・就労支援会議を通して、就労支援のあり方の検討や情報の共有を図る ・実習先と就労先の開拓 ・施設外就労の拡大 ・就労支援事業の工賃・賃金の向上を図る
5 権利擁護	(2)成年後見制度利用の推進	成年後見制度利用の促進
	(3)本人活動の推進	②本人活動の推進 ・本人参加（発表）の研修会を企画する
6 相談		「びあふる岩山」は平成28年度から休止、「センター」は平成32年度休止を検討

●既に終了した項目

項目	取り組み事項	具体的な取り組み内容	実施年度				
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1 法人	(5)記念事業	各事業所の記録の整備・記念事業 ・法人30周年事業の実施（記念誌の作成及び記念イベントの実施） ・センター20周年事業（平成27年度） ・みらい10周年事業（平成29年度） ・びあふる10周年事業（平成30年度）	準備	中止			
	(7)新規事業の開設	③40名定員の実現 ・とわ北斗の実利用の40名以上の確保 ④びあふる岩山滑掃科移転 ・びあふる岩山の40名定員化 ・出張所が定員20名で独立	実施				
2 整備環境	(1)建物の維持管理	①修繕計画の立案 ・柏の里の外壁屋根の修繕に向け隣栖町と協議					
		②柏の里 ・タイヤショベルの更新	実施				